各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(府子本第474号)を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和3年10月1日から適用することとしたので通知する。

旨通知されたい。 なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

		改正後						現行		
別紙					另	別紙				
		子ども・子育て支援交付金交付要綱						子ども・子育て支援交付金交付要綱		
第1条~	-第13条	(略)			角	第1条~第	513条	(略)		
別紙					另	削 紙				
1事	業 2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合		1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
利用之支援。業	者 利用者 支援事業	((略)	国 2/3		利用者支援事業	利用者 支援事 業	(略)	(略)	国 2/3
				都道 府県 1/6						都道 府県 1/6
				$\left(\frac{\underline{\pi}\underline{m}\underline{t}}{\underline{1/6}}\right)$						(市町村 1/6
延長付育事	呆 延長保 業 育事業	(耶各)	(略)	<u>国</u> 1/3		延長保育事業	延長保育事業	(略)	(略)	国 1/3
実費で収になる補足に合うす。	数 実費徴 収に足 る 給付を 行う事 業	(期各)	(邮各)	(<u>市町村</u> <u>1/3</u> <u>1/4</u> <u>1/3</u> 1/3 <u>1/3</u> 1/3 <u>1/3</u> 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3		実費に る 結行 う 業	実収 る給付 る給行 を 発 発 を を 発 を を き を き き き き き き き き き き	(略)	(昭)	$ \begin{bmatrix} $

1事業 2区分	>	3基準額		4対象 経費	5負担 割合		1事業	2区分	3基準額	4対象 経費
多事の促作用 多事の保护 多事のなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 <u>多子世帯保育料負担軽減支担</u> (1)一般型	援 、小学校就学前子ども以外の子を2分の1を乗じて得た額、 たり月額 対象年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 ~令和元年度上半期 こ) 条第2号に掲げる小学校就学 ともであって短時間認定保ま 対象年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度上半期 平成28年度上半期 平成28年度上半期 平成28年度上半期 平成3号に掲げる小学校就学	第3子以降を 基準額 1,500円 8,050円 7,050円 5,050円 5,050円 学前子どもに該 選準額 3,000円 8,150円 13,300円			() () () () () () () () () ()	多事な者 な者 と と た た た た た た た た た た た た た た た た た	多様な 事の 促進力事 発 用 事業	3基準額	4対象 経費 (略)

5負担 割合

€ 2区	区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合	1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除							
		く。)) 所得階層区分 対象年度 基準額							
		市町村民税非課税世帯(所 平成28年度 3,000円							
		市町村民税所得割課税額 平成28年度 0.950円							
		48,000円不倫 ~ 〒 和 工 平 及 工 干 別 本 町 杜 足 道 正 伊 到 理 道 好							
		77,101円未満							
		(オ)保育標準時間認定(満3歳未満) (子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除 く。))							
		所得階層区分 対象年度 基準額							
		市町村民税非課税世帯(所 得割非課税世帯含む) 平成28年度 ~令和3年度上半期 4,500円							
		市町村民税所得割課税額 48,600円未満 平成28年度 ~令和3年度上半期 9,750円							
		市町村民税所得割課税額 平成28年度 15,000円							
		77,101円未満 ~令和3年度上半期 13,000(1)							
	2	※ 対象児童より年長の負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等(小学校就学前子どもであるものに限る。)が2人以上いる場合は、負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等(小学校就学前子どもであるものに限る。)を除き特定被監護者等のうちの最年長者となる小学校就学前子どもについて、1人当たり月額に2を乗じて得た額を基準額とする。							
	Ī	イ 対象児童(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)1人当たり月額							
	1	(ア)教育標準時間認定 所得階層区分 対象年度 基準額							
		市町村民税所得割課税額 77,101円未満							
	((イ)保育短時間認定(満3歳以上)							
		(子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの)							
		所得階層区分 対象年度 基準額 平成28年度 7.650円							
		市町村民税所得割課税額 48,600円未満 							
		市町村民税所得割課税額 平成28年度 13,300円							
		77,101円未満 平成29年度 ~令和元年度上半期 6,000円							
		(ウ)保育短時間認定(満3歳未満)							
		(子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの)							
		所得階層区分 対象年度 基準額							
	- 1	市町村民税所得割課税額 平成28年度 9,150円			1 1			1	l

1事業	2区分		3基準額		4対象 経費	5負担 割合
		市町村民税所得割課税額	平成28年度	14,800円		
		77,101円未満	平成29年度 ~令和3年度上半期	9,000円		
		(エ)保育標準時間認定(満3歳 (子ども・子育て支援法第19 当する教育・保育給付認定- く。))	以上) 以上) ・条第2号に掲げる小学校涼			
		所得階層区分	対象年度	基準額		
		市町村民税所得割課税額	平成28年度	7,750円		
		48,600円未満	平成29年度	9,000円		
			~令和元年度上半期 平成28年度	13,500円		
		市町村民税所得割課税額77,101円未満	平成29年度 ~令和元年度上半期	9,000円		
		(オ)保育標準時間認定(満3歳(子ども・子育て支援法第18当する教育・保育給付認定- 、。)) デタのはログス)条第3号に掲げる小学校前	こ係るものを除		
		所得階層区分	平成28年度	基準額 9,250円		
		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成29年度	9,000円		
		40,000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	~令和3年度上半期	/ * * *		
		市町村民税所得割課税額	平成28年度 平成29年度	15,000円		
		77,101円未満	~令和3年度上半期	9,000円		
		(2) 特例型 利用者負担額の算定に際 3子以降を零としていた場合		第2子を半額、第		
児童健	放課後健 見童育成 事業 (特定 分)	(職各)			(略)	国 1/3 番道 府県 1/3
						<u>市町村</u> <u>1/3</u>
(以 下、 略)	(以下、 略)	(以下、略)			(以下、略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
放課後 児童健	放課後 児童健	(略)	(略)	
全育成事業	全育成 事業 (特定			
	分)			
(以	(以下、略)	(以下、略)	(以下、 略)	
(以 下、 略)	略)		略)	

改正	後	現行	
纸様式1~8			
(田倉	<u>ሩ</u>	(略)	

改正後	現行
事業名 1. 特定分	事業名 1. 特定分 1. 特定分 1. 特定分 1. 長度青華業
(元号) 年度子ども・子育で支援交付金所要額調書 総事業費	(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書 (元号) 年度子の他 参引額 対象経費の 回味額的 の収入予定額 基準額 (第 円) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
(別表1 以下様式略)	(別表1 以下様式略)

N o mu	1	3 2		62 102		1 1	別表2 4. 多料
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	No. 支援対象施設の名称 ①	(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こ 2. 3.の①欄には、「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象 こと。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。 (1)新規参入施設等への巡回支援		 2. 認定ことも國特別支援教育・保育経費 3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 	1. 新規参入施設等への巡回支援		表2 多様な事業者の参入促進·能力活用事業
	施設類型	参入施設等/ 域 おける小 10カ月分支 支援	合計	教育・保育経3 「の子どもを対象	《回支援	類型	•能力活用事
	事業実施 月数 ③	への巡回支援 学校就学前の 給した場合に1	#	とした多様な集		塂	₹ THE
	対象経費の 支出予定額 ④]「(2)認定こども)子どもを対象とし)子どもを対象とし は350と記入。		団活動事業の利用:			
	国庫補助 基準額 ⑤	園特別支援教育 た多様な集団活		交援		か所数	
		・保育経費」におけ				数 対象経費の 支出予定額 ① 2	
		る対応する機の記述の対象として給				国庫補助 基準額 ③	
		(記入上の注意) 『1. ②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども國特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。 『2. 3の①欄には、「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例) 35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。					市町村名

		横な事業者の参入促進・能力活用事業 類型 対象経費の 新規参入施設等への巡回支援 認定こども園特別支援教育・保育経費 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
--	--	---

- クで記入す
- ること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。 3.4の①の欄には「(4)多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

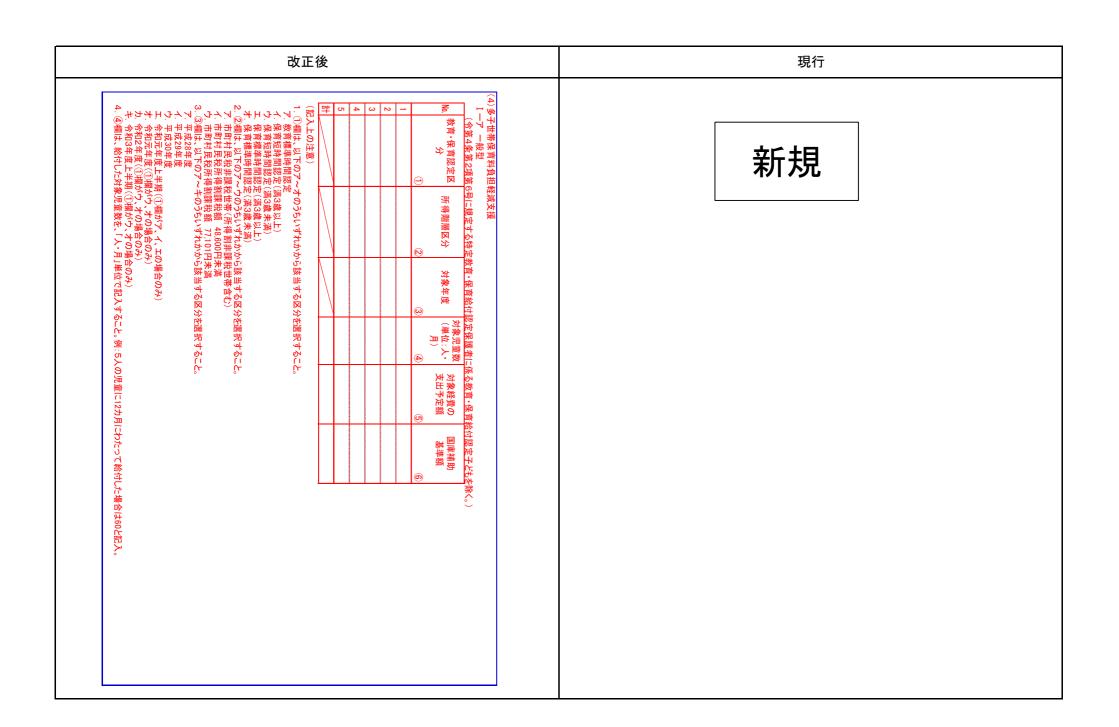
(1)新規参入施設等への巡回支援

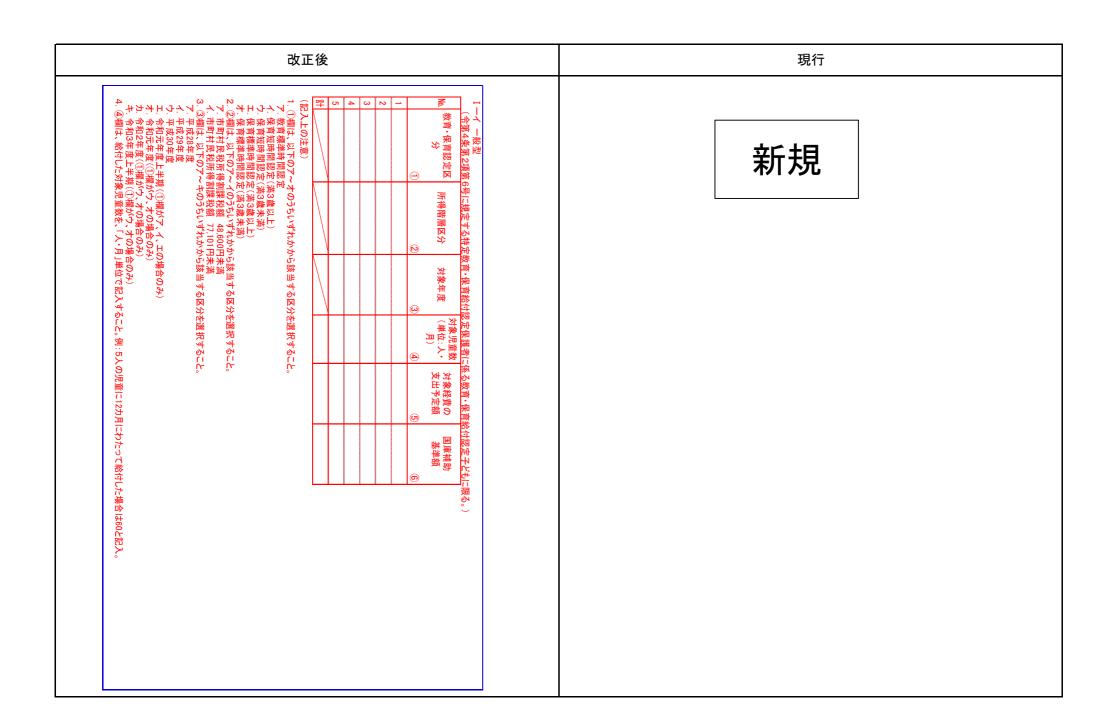
計	5	4	3	2	1		No.
						①	支援対象施設の名称
						2	施設類型
						3	事業実施 月数
		\	\			4	対象経費の 支出予定額
			_	\		5	国庫補助 基準額

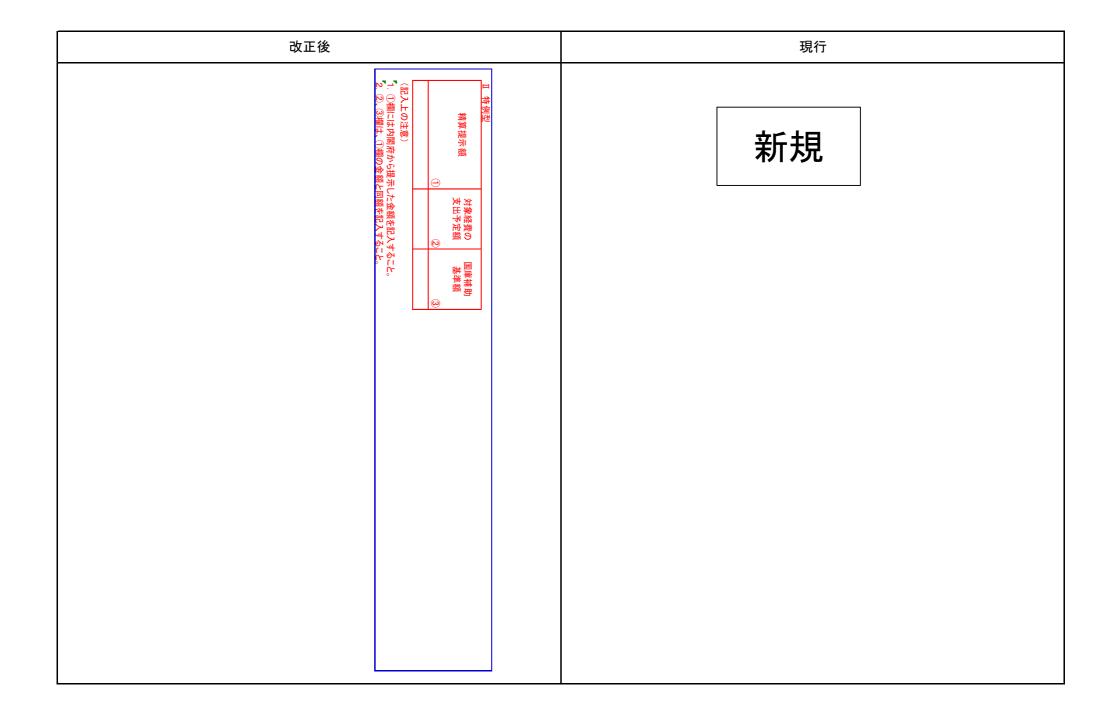
- (記入上の注意) 「1. ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。 「2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

改正後	現行
(略)	(2) 設定こども画特別支援教育・保育経費 (本質経費) 対象児童教 対象経費の 国庫補助 (本質経費) (本質経費) 支出予定額 基準額 (北入上の注意) (2

改正後	現行
(略)	(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 (本)







í	改正後	現行
子育でも開発提事業	別表1 排電分	(元号) 年度子ども・子育で支援
100、単語の少女人	第	1
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	表行金その他 の収入額 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ② ③	(元号) 特付金件の他の収入機(の)以入機(の)以入機(の)以入機(の)に入(の)に入(の)に入(の)に入(の)に入(の)に入(の)に入(の)に入
18 第 第 4 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	年度 年度 子子 と	年 茂子 子 江 第 年 茂子 子 江 第 日 第 日 第 日 第 日 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
一般の研究を開発しています。	年度子ども・子育で支援交付金精算書 差引額 対象終費の 国庫補助 選定総 ③(小一名) 東支出額 基準額 島 日	年度子ども・子育て支援交付金精算書 差別顧
高は1/2 p 表現C C と は3、接着の	法接交付金 基準額 (6)	
で (東) ((1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	海 海 神 理	(金精算書)
5 (北, 11 発売)		原 (株 (1) (大 (1)
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	展展	
1 中の他分の区と	及兵事 基等的 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	日本 (を持ち、
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	日田 田田 田	大学報会人が報告
3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5	郷 美	(別表1 以下様式略)

9月表2 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 2. 認定こども園特別支援教育・保育経費 2. 認定こども園特別支援教育・保育経費 (記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教1 (2)3個には、「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団 こと。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。 (1)新規参入施設等への巡回支援	接な事業者の参入促進・能力活用事業 類型 新規参入施設等への巡回支援 認定こども園特別支援教育・保育経費 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 (3)欄には、「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の こと。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。 支援対象施設の名称 施設類型 事業実施 対象経費の 国庫補助 支援対象施設の名称 施設類型 事業を 対象経費の 基準額 (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	 参様な事業者の参入促進・能力活用事業 1. 新規参入施設等への巡回支援 2. 認定こども園特別支援教育・保育経費 3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」(記) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」こと。(例) 35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。 2. 3. の①欄には、「(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」こと。(例) 35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。 事業実施 対象経費の 国庫補助 実援新機参入施設等への巡回支援 ① ② ③ ・	お用事業 おの参入促進・能力活用事業 お家経費の	· 早 5 4 3 2 -	1)	Г	ω	Ņ			35 次 4. 多 4. 多 4.
(※配回支援 数育・保育経費 教育・保育経費 ・ 会計 ・ 会計 ・ 会計 ・ 会計 ・ 会計 ・ 会計 ・ 会計 ・ 会計	・能力活用事業 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象	・能力活用事業	・能力活用事業	1	記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)新法 2 3の①欄には、「(3) 技 2 3の①欄には、「(3) 技 こと。(例) 35人の幼児 こと。(例) 35人の幼児 あ規参入施設等への巡回 新規参入施設等への巡回		地域における小学校就学院				2 様な事業者の参入促進
業型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	業型型型が象別では、100円数 対象 大力	業 型 型 が 会様な集団活動事業の利用支援 たいた多様な集団活動事業の利用支援 計 計 計 計 計 が の 派回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」「 事業実施 対象経費の 国庫補助 基準額 (5) (3) (4) (5)	業型 か所数 対象経費の 国庫補助 実支出額 (2) 認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計様 学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付給した場合には350と記入。 事業実施 対象経費の 国庫補助 男変の利用支援」の対象として給付 (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		見参入施設等, 以域における小 に10カ月分支 回支援 施設類型	□⊳	前の子どもを対象	教育·保育経動	巡回支援	類	: 能力活用事
か原 団活動事業の利用支援 リ「(2) 認定こども園特別支援教 ウ子どもを対象とした多様な集団 は350と記入。 東支出額 (4) 基準額 (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	カ所数 対象 対象 (1) 対象 (1) 対象 (1) 対象 (1) (1) (1) (1) (1) 対象経費の利用支援 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	回活動事業の利用支援 (1) 変に費の 実支出額 (2) (2) 認定こども國特別支援教育・保育経費 川における ア子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」は350と記入。 (4) (5) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	か所数 対象経費の 国庫補助 実支出額 全		への巡回支援 、学校就学前の 給した場合に 事業実施 月数	뿌	とした多様な集	<u> </u>		型	**
支援 次援 次援 次援 次援 次援 表準額 (5) (6) (7	次援 次級 次級 次級 次級 次級 次級 次級	本	カ所数 対象経費の 国庫補助 実支出額 (2) 基準額 (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		」「(2)認定こども の子どもを対象と! は350と記入。 対象経費の 実支出額		団活動事業の利用				
		数 対象経費の 実支出額 ② (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	数 対象経費の 国庫補助 実支出額 ② 基準額 ② ③ ・保育経費」における対応する欄の計相 表別事業の利用支援」の対象として給付 。	\	/ ・		対 援			か所	

現行

別表2

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
4. 多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			
(記入上の注意)			

- 1②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
 2 3.の①欄には、「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。
 3 4の①の欄には「(4)多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1)新規参入施設等への巡回支援

改正後

#	5	4		2	_		<u>₩</u>
						①	支援対象施設の名称
						2	施設類型
						3	事業実施 月数
		\	\			4	対象経費の 実支出額
					\	5	国庫補助 基準額

- 7. ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

改正後	現行
(略)	(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費 No. 施設名称 施設類型 (記入上の注意) (記入上の注意) 7. 幼標園型(外種園部分が学校ナ、幼稚園型(幼稚園部分が学校ナ、幼稚園型(幼稚園部分が学校ナ、幼稚園の対象児童数の年間また、月途中開始の場合は、1月末また、月途中開始の場合は、1月末間、1月末間、1月末間、1月末間、1月末間、1月末間、1月末間、1月末間
	教育・保育経費 ・ 保育経費 ・ 体放法人立以外)、 ・ 企校法人立以外)、 ・ 企成 が学校法 ・ 性國部分が学校法 ・ 生 を 数 の 年間 延 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	対象児童数 (年間延数) (年間延数) イ. 幼稚園型(タ 人立以外:接続人 人立以外:接続 の部分1ついて
	対象経費の 実支出額 東支出額 (4) (例:4月3人、5 は切り捨てて記し
	国庫補助 基準額 舎む): 並列型). 少(幼稚園部分が すること。
	版 施設名称 施設報型 対象児童数 対象経界の 国庫補助 基準額

改正後	現行
(略)	(3) 地域における小学校設学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 無回活動事 対象的男数 集団活動運営 集団活動運営 が象経費の 国庫補助 ま 名 (単位)、 指名(法)規型 場所の指針 失工協議 基準額 (月)、 信む (単位) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第

改正後	現行
(4)多子世帯保育料負担軽減支援 1 一ア 一般型 (合資産条菓2月第6号に規定する特定教育・保育統付認定保護者に長る教育・保育総付認定子どもを除く。) (合資産条菓2月第6号に規定する特定教育・保育統付認定発達の 国庫補助 対象児童教 対象経費の 国庫補助 対象・保育認定区 所得階層区分 対象年度 (単立・人・実支出額 基準額 分 (単立・人・実支出額 基準額 日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本	新規
経滅支援 6号に規定する特別 6号に規定する特別 がつうちいずれかい (高温藤以上) (高温藤以上) (高温藤大道) (高温藤大道) (の、消3藤大道) (の、消3藤大道) (の、消3藤大道) (の、消3藤大道) (の、消3藤大道) (の、消3藤大道) (の、消3藤大道) (の、消3藤大道) (の、17.1011 キのうちいずれかい 中のうちいずれかい 中のうちいずれかい の、17.1011 キのうちいずれかの の、17.1011 キのうちいずれかの の、17.1011 キのうちいずれかの の。18.000 19.000 (の、19.000 (の 19.000 (の 19.0000 (の 19.0000	
で教育・保育給付益 対象年度 対象年度 対象年度 がら該当する区分 から該当する区分 から該当する区分 から該当する区分 から該当する区分 から該当する区分	
を選択することを選択することを選択すること。例:5人・	
係る教育・保育 対象経費の 実支出額 ⑤	
治付認定子ども3 国庫補助 基準額 ⑥	
<mark>편</mark> >	

